

福井県職員倫理規則の概要

1 知事、副知事にかかる規定

- ・特別職である知事、副知事にかかる倫理原則、遵守すべき行動規準を制定
- ・贈与等に係る県民の疑惑を招くような行為の禁止、守秘義務等のルールを定める

2 一般職にかかる規定

<禁止行為>

行 為	利害関係者	利害関係者以外
金銭、物品等の贈与を受ける	× 宣伝用物品等は可	管理職 5千円超は報告 (2万円超は閲覧対象)
金銭の貸付けを受ける	×	社会通念相当を超えない範囲
無償で物品等の貸付けを受ける	× 職務で訪問した際の物品の 利用は可	社会通念相当を超えない範囲
無償でサービスの提供を受ける	× 職務で訪問した際の自動車の 利用は可	管理職 5千円超は報告 (2万円超は閲覧対象)
未公開株式を譲り受ける	×	管理職 5千円超は報告 (2万円超は閲覧対象)
供応接待を受ける	× 会議で提供される 簡素な飲食物や茶菓は可	管理職 5千円超は報告 (2万円超は閲覧対象)
遊技、ゴルフ、旅行をする	×	社会通念相当を超えない範囲
第三者に上記行為をさせる	×	社会通念相当を超えない範囲
自己負担で飲食をする	事前届出が必要 (自己負担額1万円超の場合)	社会通念相当を超えない範囲
有償で講演等を行う	事前承認が必要 管理職 5千円超は報告 (2万円超は閲覧対象)	社会通念相当を超えない範囲

<相談体制の整備>

- ・倫理監督者（各部局の副部長） 職員からの相談に応じ、指導・助言等を行う
- ・倫理監督責任者（総務部長） 倫理監督者に対し指示・助言等を行う
- ・外部相談窓口（川村 一司 弁護士、福井市春山）

3 施行日 令和元年12月27日（金）